



## 税の申告は期限内に行いましょう

市民税課 ☎ 823-9421

申告は税額を決定するだけでなく、国保料の算定や保育料の決定など、多くの公的な手続きの基礎資料となる大切な手続きです。申告はお忘れなく期限内にお願いします。

## 申告が必要な方

## ▶ 市県民税の申告

令和5年1月1日現在で市内に住所があり、令和4年中に所得のあった方（給与収入のみで年末調整を受けた方、年金収入のみで源泉徴収票に表示される以外の控除を追加しない方、確定申告書を提出した方は除く）。

※所得のない方でも税法上の同一生計配偶者・扶養親族の方を除き、国民健康・介護・後期高齢等の各保険料、保育料の算定や児童扶養手当など他の制度の適用を受けるために申告が必要な場合があります。

## ▶ 所得税及び復興特別所得税の申告

事業者、不動産収入のある方、土地や建物・株式等（源泉口座分を除く）を売却した方のうち、所得合計額が基礎控除を含む所得控除の合計額を超える方など。給与所得者の中でも給与収入が2,000万円を超える方、2カ所以上から給与収入がある方、給与以外の所得が20万円を超える方など。

## ▶ 株式等にかかる所得の申告

■給与以外の所得が20万円以下の場合や確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当は、税務署への申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

■特定配当等は、申告不要制度など所得税と異なる課税方式を選択する場合は、その旨を申告する必要があります。一部を申告不要とする場合は、取引内容の分かるもの（年間取引口座明細書や確定申告書の控えなど）を持参の上、期限内に市県民税の申告書をご提出ください。また、令和3年分から全部を申告不要とする場合は、確定申告書への記載により市民税課への手続きを省略することができます。

## 申告に必要なもの

## ● 申告書または税務署からのお知らせはがき（または通知書）

## ● 本人確認書類

- ・ 個人番号（マイナンバー）カード または
- ・ 個人番号通知カードと運転免許証等の身分証明書

## ● 各種所得控除の領収書または控除証明書等

- ・ 社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等）の領収書または納付書
- ・ 生命保険料、地震保険料、小規模企業共済等掛金などの証明書等
- ・ 寄付金等の支払いが分かるもの

## ● 所得の計算に必要な書類

- ▶ 給与・公的年金等…源泉徴収票など収入の分かる書類
- ▶ 事業所得者等…収支内訳書や青色申告決算書など所得を計算した書類

## ● 医療費控除の明細書または医療費通知（※医療費控除を受ける方のみ）

- ・ 前年中に申告者や生計を一にする親族が支払った医療費を計算し、明細書を作成する必要があります。
- ・ 明細書には「医療を受けた方の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」「支払った医療費の額」「医療費のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」を必ずご記入ください。様式は、国税庁HPからダウンロードできます。



※会場の駐車場は限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

## 申告および相談期間・受付場所

| 税の種類             | 期 間                               | 時 間                     | 受付場所・問い合わせ先                                                                |
|------------------|-----------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 市県民税             | 2月2日(木)～3月8日(木)<br>※土・日曜日、祝日を除く   | 9時～16時<br>(11時半～13時を除く) | 各ふれあいセンターなど（4ページ表参照▶）                                                      |
|                  | 3月1日(木)～3月15日(木)<br>※土・日曜日、祝日を除く  | 9時～17時<br>(12時～13時を除く)  | 本庁舎 2階市民税課（201窓口）横221会議室<br>市民税課 ☎ 823-9421 ※1                             |
| 所得税及び復興特別所得税     | 2月16日(木)～3月15日(木)<br>※土・日曜日、祝日を除く | 8時半～16時                 | 高知税務署 ☎ 822-1123 ※2<br>(栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎)<br>※2月19日(日)・26日(日)は開設します。 |
| 贈与税              | 2月1日(木)～3月15日(木)<br>※土・日曜日、祝日を除く  |                         | ※電話による申告の相談は自動音声案内で「0」を選択してください。                                           |
| 個人事業者の消費税及び地方消費税 | 3月31日(金)まで<br>※土・日曜日、祝日を除く        |                         | ※所得税及び復興特別所得税の申告受け付け・相談は事前予約制です。必ず予約してください。                                |

※1 税理士による確定申告受け付け・相談を2月1日(木)～3月3日(金)9時～15時半（11時半～13時を除く）、本庁舎2階市民税課（201窓口）横221会議室で受け付けます（譲渡所得は除く）。

※2 税務署の確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日分のみ配布するほか、LINEアプリで事前発行も行っています。国税庁の公式アカウントの友だち追加はこちらから▶



## 令和5年市県民税の出張申告日程表

| 会場             | 市県民税申告日程               |
|----------------|------------------------|
| 大津ふれあいセンター     | 2月2日(木)・3日(金)          |
| 介良ふれあいセンター     | 2月7日(火)・8日(水)          |
| 初月ふれあいセンター     | 2月8日(水)・9日(木)          |
| 一宮ふれあいセンター     | 2月9日(木)・10日(金)         |
| 浦戸ふれあいセンター     | 2月10日(金)               |
| 鴨田ふれあいセンター     | 2月13日(月)・14日(火)・15日(水) |
| 高須ふれあいセンター     | 2月15日(水)・16日(木)        |
| 秦ふれあいセンター      | 2月16日(木)・17日(金)        |
| 五台山ふれあいセンター    | 2月17日(金)               |
| 春野あじさい会館       | 2月21日(火)・22日(水)・24日(金) |
| 布師田ふれあいセンター    | 2月22日(水)               |
| 御畳瀬ふれあいセンター    | 2月24日(金)               |
| 鏡中山間地域構造改善センター | 2月27日(月)               |
| 朝倉ふれあいセンター     | 2月28日(火)・3月1日(水)       |
| 三里文化会館         | 3月2日(木)・3日(金)          |
| 土佐山公民館         | 3月3日(金)                |
| 長浜ふれあいセンター     | 3月7日(火)・8日(水)          |

※一宮・朝倉・長浜地区の会場での相談日数は、例年の3日間から2日間に変更となっていますので、ご注意ください。

## 年金受給者の皆さんへ

## ▶ 所得税の還付を受けたい場合は確定申告を

公的年金等の収入の合計額が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は不要ですが、年金から差し引かれている所得税の還付を受ける場合には確定申告が必要です。

## ▶ 年金から特別徴収された以外の保険料なども申告を

年金から引かれた分以外に支払った国保料などの社会保険料や源泉徴収票に記載されなかった障害者控除などの控除を、市民税課で追加の申告を行うことで市県民税が軽減される場合があります。



## 昨年からの変更点

## ▶ 未成年の年齢要件が18歳未満に引き下げられました

民法の改正により、未成年者の年齢が20歳未満から18歳未満に引き下げられたことに伴い、非課税の未成年者の年齢要件も、令和5年1月1日に20歳未満から18歳未満へ引き下げられました。

## ▶ セルフメディケーション税制が延長されました

手続きを簡素化した上で5年延長され、令和8年12月31日までとなりました。

## 来場しなくても申告できます

## ▶ 市県民税は郵送で申告できます

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送申告を推奨しています。申告書の書き方はこちら▶



## ▶ ご自宅からe-Taxで確定申告できます

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成できます。作成した申告データは「ID・パスワード方式」（事前申請必要）または「マイナンバーカード方式」で送信できます。

確定申告書等作成コーナー▶



コンビニ等のプリントサービスを利用して申告書を印刷し郵送することもできます。



## スマートフォンでの確定申告がもっと便利に！

1月からはスマートフォン専用画面で次のことができますようになりました。

- 1 青色申告決算書、収支内訳書の作成
- 2 消費税申告書の作成

